

議案第 57 号

湯梨浜町公共下水道条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町公共下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町公共下水道条例の一部を改正する条例

湯梨浜町公共下水道条例(平成16年湯梨浜町条例第170号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム<u>0.2ミリグラム</u>以下</p> <p>(6)～(39) 略</p> <p>(40) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもの で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第35号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 略</p>	<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム<u>0.5ミリグラム</u>以下</p> <p>(6)～(39) 略</p> <p>(40) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもの で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第35号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の湯梨浜町公共下水道条例(以下「下水道条例」という。)第10条第1項第40号の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の下水道条例第10条第1項第5号の規定は、令和6年4月1日から適用する。